



2021年8月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ァ イ バ ー ゲ ー ト  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 猪 又 将 哲  
(コード番号：9450 東証第一部 札証)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 濱 渦 隆 文  
経 営 企 画 本 部 長  
(TEL. 011-204-6121)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年9月28日開催予定の第22期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 上記の変更に伴い、条数の整備および文言の調整等の所要の変更を行うものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年9月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2021年9月28日(予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>2 当社は、取締役会の決議により執行役員を選任し、会社の業務を委嘱して執行させることができる。</p> <p>第 5 条～第 1 9 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 2 0 条 当社の取締役は、<u>7 名以内とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 2 1 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 2 2 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>2 当社は、取締役会の決議により執行役員を選任し、会社の業務を委嘱して執行させることができる。</p> <p>第 5 条～第 1 9 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(<u>取締役の員数</u>)</p> <p>第 2 0 条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>1 0 名以内とする。</u></p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5 名以内とする。</u></p> <p>(<u>取締役の選任</u>)</p> <p>第 2 1 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 任期満了前に退任した監査等委員の取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(<u>取締役の任期</u>)</p> <p>第 2 2 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満</u></p>

<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規程) 第28条 (条文省略)</p> <p>(役付取締役) 第29条 <u>取締役会の決議により、取締役の中から、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(代表取締役) 第30条 取締役社長は、<u>当社を代表し、会社の業務を統轄する。</u></p> <p><u>2 取締役会の議決をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を</u></p>	<p><u>了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によつて重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、<u>議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規程) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(変更定款第30条第3項に移行)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第30条 当社は、<u>取締役会の決議によつて、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を2名選定することができる。</u></p> <p><u>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業</u></p>
--	--

<p><u>2名定めることができる。</u> (現行定款第29条から移行)</p> <p>(報酬等) 第31条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役会(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数) 第33条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第34条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役会)</p>	<p><u>務を執行する。</u></p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p><u>第36条</u> 監査役会は、常勤監査役が招集し、その議長となる。</p> <p>2 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第37条</u> 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(報酬等)</p> <p><u>第38条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める</p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第40条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第41条</u> 監査役会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削 除)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第34条</u> 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行</p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人)</u></p> <p><u>第42条</u> 当社は会計監査人を置く。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第43条</u> (条文省略)</p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第44条</u> (条文省略)</p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第45条</u> 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p><u>第46条～第49条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>う。</p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第35条</u> 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第36条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(変更定款第4条に統合)</p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p><u>第37条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第38条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第39条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p><u>第40条～第43条</u> (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第22期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--	--